

税制上の優遇措置

学校法人大牟田学園は、福岡県より寄付金募集について「**特定公益増進法人**」および「**租税特別措置法施行令に規定する要件を満たす法人**」であることの証明書交付を受けております。

ご寄付をいただきました金額は、以下の基準により税制上の優遇措置を受けることができます。

※「特定公益増進法人」とは、公益法人等のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして認定を受けたものです。

※「租税特別措置法施行令に規定する要件を満たす法人」とは、文部科学省が定める要件を満たす学校法人として認定を受けたものです。

◆ 個人の皆様からのご寄付の場合

1. 所得税の寄付金控除

- ・ 寄付金額が年間 2,000 円を超える場合、確定申告により優遇措置を受けることができます。
- ・ 寄付金控除には、下記 ①「**所得控除**」と ②「**税額控除**」の2つの制度があります。
確定申告の際、寄付者ご自身において、どちらか有利な制度をご選択ください。
- ・ 控除額は、個人の所得、税率、寄付金額などの条件によって異なりますので、詳細につきましては所轄の税務署にお問い合わせください。

① **所得控除制度の計算方法** 課税所得金額から控除されます。
減少する所得税額は課税所得に対する税率により異なります。

所得控除額 = 年間の寄付金合計額 - 2,000 円

- ・ 控除対象となる寄付金額は、年間所得金額の40%に相当する額が限度額になります。
- ・ 計算方法で出た**所得控除額が寄付者の所得金額から控除され、所得控除を行った後に、課税所得に応じた個人所得税率(5%～45%)を乗じて所得税額が算出されます。** なお、個人所得税率は寄付者の年間の所得金額によって異なります。
- ・ 所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い方の減税効果が大きくなります。

② **税額控除制度の計算方法** 所得税額から控除されます。(年間の**所得税額から直接控除**)

所得税控除額 = (年間の寄付金合計額 - 2,000 円) × 40%

- ・ 控除対象となる寄付金額は、年間所得金額の40%に相当する額が限度額になります。
- ・ 計算方法で出た控除額が、**所得税額から直接控除**されます。ただし、寄付金控除額は、その年の所得税額の25%に相当する額が上限になります。
- ・ **所得税額から直接控除されるため**、多くの方において①の所得控除制度と比較して減税効果が大きくなります。

2. 個人住民税の寄付金控除(個人都道府県民税・個人市区町村民税)

地方自治体が条例指定している場合は、個人住民税についても寄付金控除が適用されます。

大牟田学園への寄付金を寄付金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村にお住まいの方は、所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄付金税額控除を受けることができます。(所得税の確定申告を行わない方は、お住まいの市区町村へ住民税の申告が必要です。)

なお、個人住民税の寄付金税額控除は全国一律ではありません。控除の対象など、最新の情報や詳細につきましては、住民税を納税される住所地(寄付を行った翌年の1月1日の住所地)の都道府県または市区町村の住民税担当にお問い合わせください。

大牟田学園は、福岡県および大牟田市から条例指定を受けています。

個人住民税の寄付金税額控除の控除額の計算方法

- ① 都道府県民税の控除額 = (寄付金額 - 2,000 円) × 4% (※指定都市在住の方は2%)
- ② 市区町村民税の控除額 = (寄付金額 - 2,000 円) × 6% (※指定都市在住の方は8%)

・学校法人大牟田学園への寄付金を、寄付金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村にお住まいの方は、個人住民税の控除の適用を受けることができます。

・控除対象となる寄付金額は、当該年分の総所得金額等の30%が上限となります。

・都道府県と市区町村の双方が条例で指定しているときは最大10%となります。

※指定都市（福岡市、北九州市、熊本市等）在住の方の控除率が異なります。

3. 税制上の優遇措置を受けるための手続き(確定申告など)

- ① 所得税の寄付金の所得控除または税額控除と、個人住民税の寄付金税額控除の両方の適用を受けるためには、寄付金を支出いただいた翌年の確定申告期間に、所轄税務署に所得税の確定申告を行ってください。
- ② 確定申告をされた方の所得税にかかる控除は、寄付を行った年の所得金額または税額から控除されます。また、個人住民税は、寄付を行った翌年度の個人住民税の寄付金税額控除の措置を受けることができます。
- ③ 確定申告を行わず個人住民税の寄付金控除のみを受けることもできます。詳細につきましては、寄付を行った翌年の1月1日現在の住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- ④ 申告時に必要になります次の書類を、寄付金のご入金を確認後、本学園より送付いたします。
申告まで大切に保管していただきますようお願いいたします。

(1) 「寄付金領収書」

(2) 「特定公益増進法人であることの証明書 写し」・「租税特別措置法施行令に規定する要件を満たす法人であることの証明書 写し」

◆ 会社等法人の皆様からのご寄付の場合

1. 特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入(別枠)

- ① 特定寄付金(寄付金の一定限度額までに損金算入できる特定公益増進法人に対する寄付金)

特定公益増進法人に対する寄付金は、次のいずれかの少ない金額が、損金に算入することができます。

ア. 特定公益増進法人に対する寄付金の合計額

イ. 特別損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

- ② 寄付金のご入金を確認後、本学園より次の書類を送付いたします。

(1) 「寄付金領収書」

(2) 「特定公益増進法人であることの証明書 写し」

- ◎ 税制上の優遇措置制度の最新情報、詳細につきましては、国税庁ホームページ、タックスアンサーまたは、文部科学省ホームページ、総務省ホームページ、お住まいの都道府県・市区町村のホームページをご確認ください。

税制上の優遇措置 所得税・個人住民税の控除額(目安)

平成30年4月1日 現在

1. 所得税

	所得控除の場合	所得税額控除の場合					
控除の種類 (選択)	ア. 所得控除額 寄付者個人の選択により、所得からの控除を選択	イ. 所得税額控除額 寄付者個人の選択により、所得税額からの控除を選択					
計算式	所得金額からの控除額 ＝ (年間寄付金額(所得の40％が限度) － 2千円) ※所得控除を行なった後に所得税率をかける。 ※寄付金額が大きい場合に減税効果が大きくなる。 ※その年の総所得金額等が控除できる。	所得税額からの控除額 ＝ ((年間寄付金額(所得の40％が限度)－2千円) × 40％ ただし、控除額は、その年の所得税の25％が上限 ※所得税率に関係なく所得税額から直接控除する。 ※多くの方において、所得控除と比較して減税効果が大きくなる。 ※その年の所得税額から控除できる。					
手続き	寄付金額が2千円を超える場合に確定申告が必要 ① 寄付金領収書 ②所得税法施行令第217条第1項第4号及び法人税法施行令第77条第1項第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書	寄付金額が2千円を超える場合に確定申告が必要 ① 寄付金領収書 ②租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号に規定する要件を満たす法人であることの証明書					
所得税の減税額(還付)目安	還付(減税)される所得税の目安 ※ 還付額(減税)は個人により異なります。以下の表は、あくまでも目安です。参考としてお取り扱いください。 ※ 課税所得金額とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から「所得控除」を差し引いた金額 「給与所得控除後の金額」・・・給与等の収入金額－給与所得控除額 「所得控除」・・・基礎控除、社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除などの合計額 ※ 以下の表は、便宜上、総所得金額＝課税所得金額としています。						
	寄付金控除により還付される所得税の目安(減税額目安) (平成27年の税率にもとづいて算出) 単位:円						
	課税所得金額	300万円	500万円	700万円	900万円	摘要	
	寄付金額	所得控除を選択した場合	税額控除を選択した場合	所得控除を選択した場合	税額控除を選択した場合	所得控除を選択した場合	税額控除を選択した場合
	5,000	300	1,200	600	1,200	690	1,200
	10,000	800	3,200	1,600	3,200	1,840	3,200
	30,000	2,800	11,200	5,600	11,200	6,440	11,200
	50,000	4,800	19,200	9,600	19,200	11,040	19,200
	100,000	9,800	39,200	19,600	39,200	22,540	39,200
	200,000	19,800	50,625	39,600	79,200	45,540	79,200
	300,000	29,800	50,625	59,600	119,200	68,540	119,200
	500,000	49,800	50,625	99,600	143,125	114,540	199,200
	1,000,000	99,800	50,625	199,600	143,125	229,540	358,500
	◆表の見方について ・たとえば、課税所得 5,000,000円の方が、10,000円を寄付した場合、確定申告で、いずれかの寄付控除を申告することにより所得控除を選択した場合は1,600円が、税額控除を選択した場合は 3,200円が、納付税額が還付(減額)されます。 ・網掛けの箇所が所得控除と税額控除を比較して大きい減税額になります。						

2. 個人住民税

種類	都道府県民税・市区町村民税の場合
要件	上記1の所得税で寄付金控除の対象となる寄付金のうち、大牟田学園への寄付金の支出が、都道府県又は市区町村の 条例 で寄付金税額控除の控除対象寄付金として 指定 されているとき。(福岡県及び大牟田市の条例指定を受けている。) 優遇措置を受けるためには、条例指定が条件のため、全国一律に優遇措置を受けることができるものではない。寄付者は、寄付者の住所地の自治体に条例指定の有無、控除の内容等の確認をする。
計算式	〇都道府県民税 = (寄付金額(所得の30%が限度) - 2千円) × 4%(※指定都市在住者は2%) 〇市区町村民税 = (寄付金額(所得の30%が限度) - 2千円) × 6%(※指定都市在住者は8%) ※指定都市(福岡市、北九州市、熊本市等) 都道府県と市区町村の双方が指定しているときは、最大で10%の控除
控除額(試算)	寄付金額 10,000 円の場合の例 〇県民税の控除額 (10,000円 - 2,000円) × 4% = 320 円 〇市民税の控除額 (10,000円 - 2,000円) × 6% = 480 円 * 県民税、市民税の 双方の適用 を受けるときは、 800円 (320円+480円)
手続き	条例指定がされているときは、寄付者の住所地の税務署で所得税の確定申告をする。 所得税の確定申告を行わないときは、寄付者の住所地の市町村へ住民税の申告をする。